

洋上風力の必要性について

地球温暖化に対する世界の目標 (国連 パリ協定2015採択)

- ①世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて**2℃より十分低く**保つとともに、**1.5℃に抑える**努力を追求する。
- ②今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成する。(カーボンニュートラル)

国の目標「2050年カーボンニュートラル」への挑戦 (2020年10月菅内閣)

2030年度に2013年度比**46%のCO2削減**、さらに**50%削減の高み**を目指す。

※エネルギーの8割を化石燃料(石炭、石油、天然ガス)に頼っている日本で、脱炭素化には再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱など)比率を向上させ、主力電源化していくことが不可欠

※日本の再エネ比率: 2019年度実績 18% ⇒ **2030年度政府目標 36~38%**

日本は燃料を海外に依存しているから、燃料価格の高騰は、電気代や生活費の高騰に繋がってしまうよね…

日本は国土が狭いうえに、四方を海に囲まれている。比較的成本をかけずに取り組める再生可能エネルギー源は何か?
⇒太陽光パネルの設置には限界がある。
⇒大陸からの季節風の影響により風況が良い。(特に北海道・東北・九州の日本海側)

洋上風力発電への期待

導入ポテンシャルが再エネの中で最大!
再エネの切り札

1. 風車の大型化等を背景に大量導入が可能

- 欧州を中心に世界で導入が拡大
- 陸上と違い周囲に他の構造物が無いので、大型の風車が導入可能。(※参考: 由利本荘市沖では12MWの風車65基が設置予定。能代・秋田港では4.2MWの風車が両港合わせ33基運転中。遊佐沖の場合、15MW級の風車が30基程度導入される想定。実際は発電事業者が決まってから設計となるので、現時点で風車仕様・本数・配置などは不明)

2. コスト低減可能な電源

- 先行する欧州では低コスト化が進んでおり、日本でも導入拡大による技術力の向上、風車の大型化等を通じて、コスト低減が見込まれます。

3. 地域等への高い経済波及効果

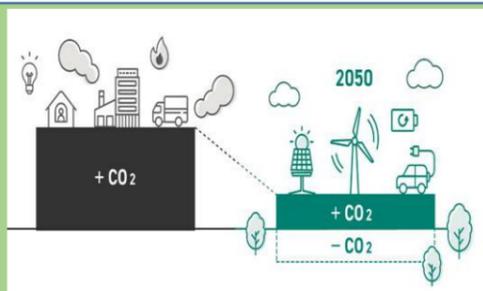
- 洋上風力発電設備は構成機器・部品点数が多く(数万点)、事業規模は数千億円。今後建設工事やメンテナンス作業への地元企業の参入、地元人材の育成・登用、関連産業の需要拡大など見込まれます。

「カーボンニュートラル」とは?

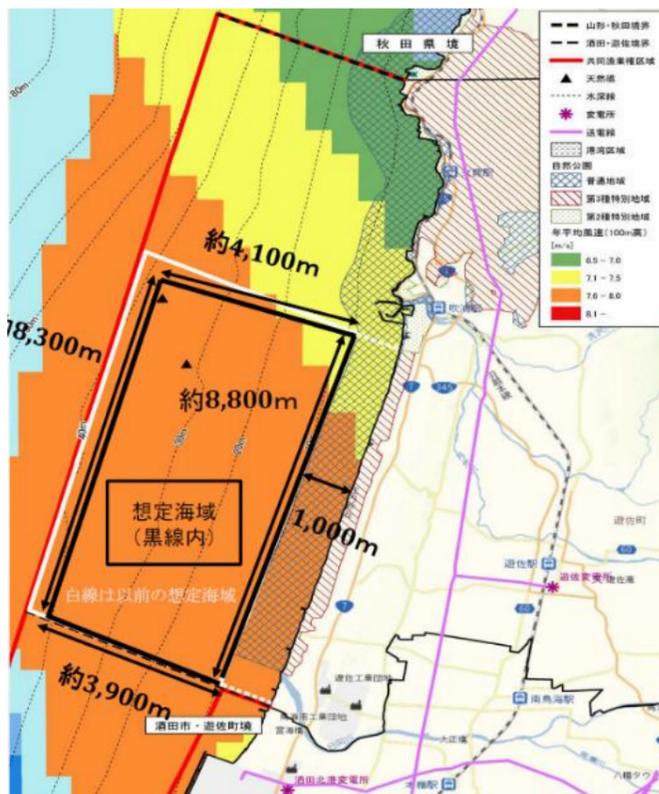
⇒温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

◆「排出を全体としてゼロ」とは、CO2をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から植林などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

◆カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減ならびに吸収作用の保全および強化をする必要があります。



環境省「脱炭素ポータル」より



遊佐沖想定海域(黒線枠内)

遊佐町沖洋上風力発電事業について

令和5年3月現在 遊佐町役場地域生活課

洋上風力が運転されるまでの流れ

再エネ海域利用法(※)に基づき
山形県から国へ海域情報の提供

R2.7月

一定の準備段階に進んでいる区域

有望な区域

R3.9月
遊佐町沖は
現在この段階

法定協議会における関係者協議・調整

「協議会意見とりまとめ」の検討
内容は裏面をご覧ください

促進区域指定
(経済産業省・国土交通省による指定)

約1年

国による事業者公募・事業者の決定

環境アセスメントの実施

風車の建設工事

約5~6年

運転開始 (2030年頃)

※「再エネ海域利用法」とは?

海洋再生エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成31年4月)

- 日本における洋上風力発電の導入に向け、**地元との共存共栄の理念**のもと、海域の占用に関するルールを定め、先行利用者との調整の枠組みを定めたもの
- 政府が、洋上風力発電事業を実施可能な「**促進区域**」を指定
- 政府が、公募を行い事業者を選定
- 事業者は、その区域内で**最大30年間**の占用許可を得て洋上風力発電事業を実施

遊佐町沖における洋上風力発電設備の導入については、平成30年から約5年間にわたり議論されてきました。

洋上風力発電事業は、私たちが生活する中で「厄介者」である風を、地域が持つ資源として、地域の発展、そして国産エネルギーの確保のために活用していくという、政府主導による一大プロジェクトです。

イメージ図⇒
(資源エネルギー庁HPより)



現在、国や県など関係者とともに今後予定されている法定協議会向け、遊佐地域として発電事業の実施に関して必要な意見や要望事項などを集約した「協議会意見とりまとめ」の検討を行っています。

「意見とりまとめ」は地域としての意見や要望を集約しただけでなく、風車撤去を含めた事業完了までの期間、発電事業者が責任をもって取り組んでいくための留意事項を明記したものであり、国による事業者公募占用指針にも反映します。

発電事業者は「意見とりまとめ」に記載されていることを遵守しなければならず、その進捗管理は事業完了（風車撤去）まで、法定協議会で行ってまいります。

1.遊佐地域における地域振興策

- ①洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業（水素関連を含む）の育成、関連する雇用確保に向けた取組
- ②本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や、災害時における地元への電力供給の検討等、電力の地産地消に資する取組
- ③地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣等による環境教育、人材育成の取組

- ④洋上風力発電施設を活用した観光ツアー造成への協力や教育旅行誘致への協力等、洋上風力発電事業を契機とした観光振興の取組
- ⑤地元港湾・漁港の積極的な活用を通じた港湾地域・漁村地域の活性化への取組
- ⑥地域住民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、海洋環境への配慮に関する取組

法定協議会は、有望な区域に指定された海域において、国・県・町、漁業者等関係者により構成され、発電事業に関する様々なことを協議・調整する場です。

公募により発電事業者が決定した後は、発電事業者も加わり、事業の進捗管理や問題が生じた際の対応・対策などを協議していきます。

協議会は**事業完了（風車の撤去）まで**続くものであり、事業完了まで関係者が責任をもって関わっていくしくみとなっています。

町、漁業者など関係者の
願い・将来の展望
～持続し発展する地域づくり～

2.海面漁業に係る漁業協調策・漁業振興策

- ①遊佐沖漁場の漁業利用活性化に向けた取組
- ②風車構造物を活用した漁業振興の取組
- ③地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による、水産資源増殖やスマート漁業技術等の研究開発に向けた取組

3.内水面漁業に係る漁業協調策・漁業振興策

- ①発電事業者の参画を通じた地元漁業・生産活動への理解醸成の取組
- ②魅力ある川づくりを通じた遊漁・観光振興等の活性化に向けた取組
- ③「山形県さけ振興指針」の内容をより一層推進するための取組

○地域の将来像

地域の課題や現状認識、地域として目指すところ

○漁業影響調査の実施

漁業という「なりわい」に与える影響に関する調査

○建設・事業実施に当たっての留意点

- ・事前調査や安全対策の徹底
- ・地元自治体を含めた関係者に対する丁寧な説明・協議
- ・環境配慮事項（騒音、超低周波、生物生態系等への影響）

促進区域指定に向けた
遊佐町沖法定協議会としての
『意見とりまとめ』

単に発電所をつくるだけでなく、遊佐地域として持続して発展していくための取り組みなんだね！

【発電事業者に望むこと】

地域と一緒に課題の解決や地域づくりを行うパートナーとなること！
地域を単なる発電所にするのではなく、30年という長期間の関わりのなかで、地域の課題や現状を見つめ、地域と一緒に、課題解決を図り・地域活性化を実現させていくことができる発電事業者

◆健康や環境への影響について

発電事業者が決まると、風車の建設位置の調整や工事の段取りなどの詳細設計が行われると同時に、健康や環境へ与える影響に関する調査が行われます。調査項目について、法律で定められた項目以外にも、必要に応じて追加設定し、適切に調査・予測・評価を行うよう、地元自治体からの環境影響リスクに関する協議を受けた際は、適切に応じることを盛り込むよう検討中です。

また地域住民のみなさんからの不安の声が示された際は、その払拭に向けて必要な措置を検討し、丁寧な説明・周知を図るよう要望していきます。

